

越石

り、中略儲又万石以下の御役人知行所よろしからず、御役中御藏前取願有之引替るときは、是までの知行千石の物成、二ツ五分、三ツ位に當る共、御藏前にては百石百俵の積り千俵渡しに付、三ツ五分に當る、かやうの類は物成詰には無之なり、

〔憲教類典五ノ四上〕大御所様徳川吉宗御尋ニ付、有馬兵庫頭殿ヲ以テ、辻六郎右衛門書上也、

右之書付短クつゝめて書上候様ニ御尋

一越石之事

是は知行を割渡候時、其渡知高に不足有之ニ付、他村より足し高、小分割添遣候て渡、知行高都合仕候も越石と申候、少分之足高故、百姓も田畑地所も、割分け渡候義、不罷成候ニ付、本村並之年ニ取箇積を以、右足高之分を物成計引越遣候ニ付、越石と申候、越石ハ、物成之外ハ、夫役等懸り物之類も、地頭より割懸候義、不罷成諸事仕にくき事故、近年ハ越石ニハ不仕、割分ケ渡候程之足高仕候様ニ知行割渡候、中略

享保四亥年三月十四日

延高

〔地方凡例録〕延高之事

是は御料所には無事なり、私領村替等の節、假令バ高五百石四ツ取の村方、只今まで知行いたし居る處、此度上り代地外の村々ニて、高五百石渡る、此村ハ三ツ五分之村に付五分だけ、最初取來りたる村より物成不足ニ付、五分だけの高を、其村内にても、又は他村にても、五百石の上に増してわたすを延高といふ、勿論釐の高下計りにてハなく、雙方の村の小物成、高掛り、米永物成詰にて高に結び、多少を見て、物成不足だけを高にて渡すを延高といふ、

一延高之事

是も御料には無事なり、知行渡り之節、縦ば高壹萬石物成詰ニ無之高ニ而引替ニ相成リ、只今迄